

改正

平成15年 3 月27日告示第23号
平成17年 3 月31日告示第54号
平成20年11月28日告示第212号
平成22年 3 月23日告示第27号
平成23年 3 月28日告示第33号
平成24年 3 月21日告示第41号
平成25年 3 月27日告示第54号
平成26年 3 月26日告示第47号
平成27年 3 月31日告示第57号
平成28年 3 月31日告示第88号
平成29年 3 月31日告示第82号
平成30年 3 月31日告示第78号
平成31年 3 月29日告示第65号
令和 2 年 3 月19日告示第57号
令和 3 年 3 月19日告示第57号
令和 4 年 3 月29日告示第75号
令和 5 年 3 月22日告示第48号
令和 6 年 3 月25日告示第38号
令和 7 年 3 月19日告示第46号
令和 8 年 3 月18日告示第35号
令和 8 年 7 月14日告示第164号

沼津市小口資金利子補給要綱

(趣旨)

第1条 市長は、小規模事業者の小口事業資金の融資の円滑化を図り、小規模事業者の健全な育成に資するため、その事業活動に必要な資金を貸し付けた金融機関に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模事業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げるもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア 常時使用する従業員の数が30人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては10人）以下の法人又は個人

イ 常時使用する従業員の数が30人以下の医業を主たる事業とする法人

(2) 取扱金融機関 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）と信用保証に関し約定し、かつ、静岡県内に本支店を有する金融機関及び株式会社整理回収機構で、この要綱による資金を取り扱うことに同意したものをいう。

(融資の条件)

第3条 利子補給金の交付の対象となる融資の条件は、次のとおりとする。

(1) 融資対象者 沼津市内において、3月以上継続して同一業種に属する事業を営んでいる小規模事業者であつて、市税（延納又は猶予に係るものを除く。）を完納しているもの

(2) 資金使途 事業資金

(3) 融資限度額 1小規模事業者700万円

(4) 基準金利 静岡県中小企業事業資金融資制度要綱（平成14年 3 月20日静岡県商工労働部長決裁）が定める経営改善資金の基準金利と同じものとする。

(5) 利子補給率 年0.8パーセント

(6) 融資利率 第4号の基準金利から前号の利子補給率を差し引いた値の年利率とする。

- (7) 融資期間 5年以内
- (8) 償還方法 原則として元金均等の月賦償還とする。ただし、6月以内の据置期間を認めることができる。
- (9) 信用保証及び保証料 協会の保証付きとし、保証料は、協会の定めるところによる。
- (10) 担保及び保証人 協会の定めるところによる。
- (11) 申込書類 沼津市小口資金融資申込書（別記様式）、納税証明書等市税の納税について確認できる書類及び協会の定める書類

（融資の申込み）

第4条 この要綱による融資を受けようとする者は、前条第11号に定める申込書類を市長に提出して申し込むものとする。

（審査）

第5条 市長は、融資の申込みがあった場合は、速やかに審査を行い、適当と認めたときは、申込書類（納税証明書等市税の納税について確認できる書類を除く。以下「関係書類」という。）を協会へ送付するものとする。

（融資のあっせん及び実行）

第6条 協会は、前条の規定による関係書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めたときは、取扱金融機関に融資のあっせんを行うものとする。

2 取扱金融機関は、協会から融資のあっせんを受けたときは、速やかに審査を行い、融資を実行するものとする。ただし、特別な理由により当該融資を不可能と決定したときは、その理由を付して協会へ報告するものとする。

3 取扱金融機関は、この要綱に基づく融資については、歩積・両建預金を要求してはならない。

（報告）

第7条 協会及び取扱金融機関は、この要綱による保証又は融資の状況等を別に定めるところにより市長に報告するものとする。

（利子補給金の額）

第8条 利子補給金の額は、利子補給率及び融資利率ごと年度別に区分して算定するものとし、毎年4月1日から9月30日まで（以下「上期」という。）及び10月1日から3月31日まで（以下「下期」という。）の各期間における融資平均残高（計算期間中各月初残高（前月末の保証債務残高を月初残高とする。）の合計を6で除して得た金額）に第3条第5号に掲げる利子補給率及び期間（12分の6）を乗じて得た額の各期間の合計額とする。

（利子補給金の交付申請）

第9条 取扱金融機関は、貸付金の利子補給を受けようとするときは、規則第3条第1項に定める補助金交付申請書に利子補給金計算書を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、原則として毎年度上期分にあつては10月5日までに、下期分にあつては3月31日までにを行うものとする。

（交付の条件）

第10条 市長は、利子補給金の交付の決定に際し、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる条件（第4号、第5号、第9号、第10号及び第11号を除く。）
- (2) 利子補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び関係書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後5年間（第12条の規定に該当する場合は6年間）保存しなければならないこと。

（実績報告の省略等）

第11条 市長は、規則第11条第2項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる書類の提出を省略するものとする。

2 前項の場合において、規則第6条の規定による交付決定通知をもって、当該補助金に係る規則第12条の規定による確定通知があったものとみなす。

（返済の猶予等）

第12条 災害救助法（昭和22年法律第118号）の発動された災害により損害を被った者（以下「被災小規模事業者」という。）が、この要綱により既に融資を受けているときは当該融資の返済を1年間猶予し、かつ、返済期間を1年延長することができる。この場合において、当該被災小規模事業者

は、市長の発行する被災証明書を添付のうえ、取扱金融機関に申し込むものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

（沼津市小口資金融資制度要綱の廃止）

2 沼津市小口資金融資制度要綱（昭和53年沼津市告示第48号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱施行の際、現に前項の規定による廃止前の旧要綱により貸し付けられた小口資金（以下「既往分融資」という。）については、旧要綱第2条に規定する資金措置を除き、なお従前の例による。

4 既往分融資の利子補給率については、旧要綱に定める小口資金の預託の条件に基づき、次の算式により算出したものとする。

融資利率－預託利率×預託割合

－融資利率

1－預託割合

（戸田村の編入に伴う経過措置）

5 戸田村の編入の日の前日までに戸田村中小企業事業資金融資制度要綱（平成14年戸田村訓令第3号、以下「戸田村要綱」という。）の規定により既に融資した小口資金については、なお戸田村要綱の例による。

（緊急経済対策に伴う利子補給率の特例）

6 平成20年12月1日から平成22年3月31日までの間に協会の保証承諾を受けた融資に係る第3条第5号の利子補給率については、同号中「年0.8パーセント」とあるのは、「年1.47パーセント」とする。

7 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に協会の保証承諾を受けた融資に係る第3条第5号の利子補給率については、同号中「年 0.8パーセント」とあるのは、「年2.47パーセント（融資を受けた小口資金の基準金利が年2.47パーセント以内である場合にあっては、当該利率）」とする。

8 平成23年4月1日から令和9年3月31日までの間に協会の保証承諾を受けた融資（次項に規定するものを除く。）に係る第3条第5号の利子補給率については、同号中「年0.8パーセント」とあるのは、「年1.08パーセント」とする。

9 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に融資が実行されたものであって、その融資期間が令和14年2月29日までとなる融資に係る第3条第5号の利子補給率については、同号中「年 0.8パーセント」とあるのは、「年1.58パーセント」とする。

付 則（平成15年3月27日告示第23号）

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

2 この告示施行の際、現に改正前の沼津市小口資金利子補給要綱（以下「旧要綱」という。）に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。

3 この告示施行の際、旧要綱の規定に基づいて作成された様式の用紙については、残品の限度で調整して使用することができる。

付 則（平成17年3月31日告示第54号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成20年11月28日告示第212号）

1 この告示は、平成20年12月1日から施行する。

2 この告示の施行の際、改正前の沼津市小口資金利子補給要綱（以下「旧要綱」という。）別記様式により提出されている申込書は、改正後の沼津市小口資金利子補給要綱別記様式により提出された申込書とみなす。

3 この告示の施行の際、旧要綱の規定に基づいて作成された様式の用紙については、残品の限度で調整して使用することができる。

付 則（平成22年3月23日告示第27号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（平成23年3月28日告示第33号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（平成24年3月21日告示第41号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（平成25年3月27日告示第54号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（平成26年3月26日告示第47号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（平成27年3月31日告示第57号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（平成28年3月31日告示第88号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（平成29年3月31日告示第82号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（平成30年3月31日告示第78号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（平成31年3月29日告示第65号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（令和2年3月19日告示第57号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（令和3年3月19日告示第57号）

1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、別記様式の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の沼津市小口資金利子補給要綱に定める様式に基づいて作成した用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

付 則（令和4年3月29日告示第75号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（令和5年3月22日告示第48号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（令和6年3月25日告示第38号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（令和7年3月19日告示第46号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（令和8年3月18日告示第35号）

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（令和8年7月14日告示第164号）

この告示は、公示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

沼津市小口資金融資申込書

年 月 日

（宛先）沼津市長

住 所（所在地）
氏 名（名称及び代表者氏名）
電 話

沼津市小口資金利子補給要綱第4条の規定により関係書類を添えて、次のとおり申し込みます。

業 種		従業員数	人	営業年数	年
申込金額	千円	資金使途	事業資金（ ）		
借入期間	箇月	返済方法	月 賦 返 済		
借入希望金融機関名					
利 子 補 給 率	%	融 資 利 率	%		

信用保証協会記入欄			
上記の融資申込みについて、保証を（承諾・減額承諾・不承諾）とします。			
年 月 日			
静岡県信用保証協会		支店 支店長	
保 証 金 額	千円	保 証 期 間	箇月